

令和6年度 女性活躍推進法に関する情報公表について

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・管理職に占める女性労働者の割合は65%です。
- ・男女の賃金の差異

区 分	男女の賃金の差異 (男性労働者の賃金の平均に対する 女性労働者の賃金の平均の割合)
全労働者	83.8%
常勤職員	62.8%
非常勤職員	85.4%

付記事項

対象労働者の範囲……令和6年度中に勤務した職員全員の年間賃金を基に算出した。

②職業生活と家庭生活との両立

- ・男女の平均継続勤務の差異は7ヶ月です。

令和6年度 育児介護休業法に関する情報公表について

①育児休業等の取得割合

- ・男性労働者の育児休業等の取得割合は0%です。